

# 浜長保険センター安全だより

令和 7 年 3 月 1 0 日  
 浜長保険センター 第 98 号  
 電話 079-246-2561  
 FAX 079-246-2571

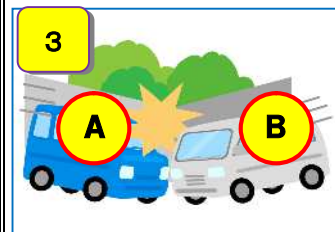


暖かな陽気にすべての草木がいよいよ茂るという「弥生」(3月の和名)を迎え、冬ごもりしていた生き物が目覚める頃となりました。新年度でご多用かと思いますが、健康には十分にご留意なされ、さらにご活躍をされますことを祈念申し上げます。



道路交通法は、守るべきルールではなく、事故を起こさない安全運転・行動の要領を示している教本と捉えた方が良いと思います。また、交通ルールを正しく理解し、実践することが安全を確保することになります。

先月に続き、交差点における出会い頭事故の形態と基本の過失割合、交差点における優先順位、優先道路とは？優先通行とは？について、交通ルールに定められた内容や裁判例に基づいて説明します。出会い頭事故防止のポイント ①止まる ②左右をしっかりと見る ③優先でも状況によって進路を譲る



見通しがきかない交差点で衝突

信号機がなく、明確に優先関係が決まっていない交差点では、左側から交差点に進入する車両が優先となります。(道交法第 36 条第 1 項) A車から見れば、B車が交差点の左側から進入した左方車となります。

**過失割合 基本 A 60% B 40%**

脇見等などの諸条件により過失割合は異なります。

マイカー程度の大きさでは、衝突位置が前部か後部かによって、有利や不利の根拠になりません。出会い頭の原因は、徐行を怠ったことにあります。



優先道路を走行中、衝突

優先道路とは、

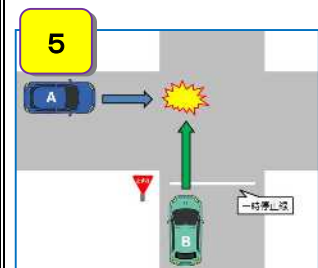
- 1 優先道路の道路標識がある道路
- 2 交差点内に中央線又は車両通行帯が標示されている道路



**過失割合 基本 A 10% B 90%**

優先車に前方不注視、速度違反など何らかの過失があれば修正されます。

優先道路を走行する車に徐行義務はありませんが、交差点安全進行義務が求められます。



一時停止交差点で衝突

信号機のない一方に一時停止標識のある交差点における直進車同士の事故

Aは、一時停止なし Bは一時停止標識あり

**過失割合 基本 A 20% B 80%**

**A**は見通しがきかない場合⇒徐行義務があります。

見通しがきく場合⇒交差点安全進行義務があります。

**B**は道路標識等による停止線の直前で一時停止し、さらに停止後は、交差道路を通行する**A**の進行を妨げてはならない。(道交法第 43 条)



広路と狭路の衝突

狭路のAは広路に入る場合は、徐行しなければならないし、広路を通行するBの進行を妨害してはいけません。(道交法第 36 条第 2 項、第 3 項)

**過失割合 基本 A 70% B 30%**

**B**は広路優先になりますが、交差点安全進行義務が求められます。

優先とは進行妨害の義務がない車両等に特別の優先権を与えるものではなく、他方の車両等は、いわば「反射的効用」を得るに過ぎません。

